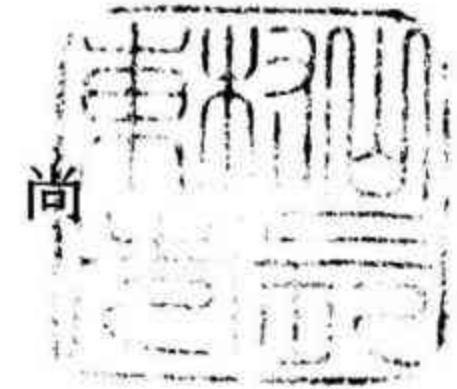




24 東秘収 66号の2  
平成25年 4月24日

生活クラブ運動グループ・東村山地域協議会  
代表 飯間和子 様

東村山市長  
渡 部 尚



## 2013年(平成25年)度政策予算要望について(回答)

貴会におかれましてはご健勝にて、ご活躍のことと存じます。  
日頃より、市政推進にご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。  
さて、平成24年11月27日付にて提案のありました要望につきまして下記のとおり回答いたしますので、ご理解の程お願いいたします。

### 1. まちづくりは市民参加で

- ① 市の台所事情をわかりやすく伝える  
・「財政白書」「予算・決算資料」やバランスシートをわかりやすいものとし手に取りやすくする

#### 【財政課】

「予算・決算資料」につきましては、「予算概要」及び「決算概要」を情報コーナーや市ホームページにて公開しているほか、市報4月15日号に予算概要を、12月15日号に決算概要を掲載して、広く市民の皆さんにお知らせしております。

また、「財政白書」や「バランスシート」につきましても、「東村山市財政白書及び新地方公会計制度による財務書類」を毎年発行して、市ホームページにおいて公開しているほか、市役所の情報コーナーにおいてお求めいただけます。内容につきましても、市の決算状況を家計簿に例えるほか、他市比較、FAQの充実などにより、今後もわかりやすい説明に努めてまいります。

#### ② 市民参加をすすめる

- ・食材放射能測定など、市民との協働作業を位置づけ、具体的な体制を整備する

#### 【みどりと環境課】

食材の放射能測定について、測定に使用している消費者庁から貸与された測定機器の有効活用、また、市民の方の食材等の放射能汚染に対する不安を少しでも和らげるため、測定対象を公立小・中学校・保育園の給食食材の他、市民の持込食材に広げて、平成25年1月15日より市民団体との協働で、毎週火曜日に、1日3回実施しております。役割分担は、測定の予約及び食材を持ち込む市民の方の対応は市職員が担当し、実際の測定は応援者の方が行っております。今後の体制については、実際に測定を開始しながら応援者と協議し、改善点等を行ってまいります。

## 2. 子育て子育ちの支援

- ① 病児、病後児保育施設を市内に設置する

### 【子ども育成課】

市内における病児・病後児保育事業の実施は、病気の再発等による緊急対応の可能性・必要性等も踏まえ、これらに対応できる人材・設備が有ることを前提と考えています。このため、既存の保育施設ではなく立地条件等も踏まえ一定の規模を持つ医療施設に実施依頼している状況です。

- ② 認可外保育室と認可保育園との利用料の格差を埋めるよう、更に助成を拡充する

### 【子ども育成課】

認可外保育施設等に在籍する児童の保護者負担軽減について、平成22年4月より第二子以降の児童を対象に、一人につき月額5,000円の保育料助成を実施しております。23年4月よりさらに第一子にも月額3,000円を助成するなど充実を図っております。

今後も、子ども子育て支援法等の動向も踏まえ、補助制度を検討してまいります。

- ③ 子育て相談は窓口の充実に加え、24時間の電話相談を開設し、相談しやすくする

### 【子育て支援課】

子ども家庭支援センターでは、電話、来所、訪問による相談を受けており他、市ホームページからのメール相談も受けております。また、休日・夜間帯は、東京都児童相談センターにて相談を受けており、24時間の相談体制が作られております。

- ④ 児童クラブは入所ポイントを見直し、希望者の全入所を進める

### 【児童課】

現有施設における面積を厚生省ガイドラインが示した1人あたり1.65m<sup>2</sup>で除した数値が各施設の受入者数となっております。

現在の入所条件の指標は大規模化を見すえ、狭隘によるケガや情緒不安定を防ぐために設けたものです。

施設面積に限界があることから現時点では、希望者の全員入所を進めることは困難です。

- ⑤ 子どもに接する「教育や保育」の現場から、子どもの権利を尊重するための研修を始める

### 【子ども育成課】

「子どもの権利条約」についての研修は、既に各園にて実施しております。本研修において、公私立保育園が合同で実施する“保育フェスタ”の「子どもの権利条約」の展示内容を決定しております。

- ⑥ 認可保育園の入園決定と通知の時期を早める

### 【子ども育成課】

認可保育園の入園決定と通知の時期は、4月1日付入園の場合0歳児が生後57日目からの入園が可能であるため、2月初旬生まれの児童の申請後に選考することとなり2月中となります。理由は選考では兄弟・姉妹同時に入園希望している場合があり、0歳児のみを別で選考することができないためであります。

⑦ 公園や児童の利用する施設周辺の道は、徐行運転や信号遵守を周知・啓発する

**【交通課】**

市民の皆さんのが道路を通行する際、車両や歩行者それぞれが交通ルールを遵守することが大切であり、これまでにも道路環境や交通状況を鑑み、通学路を中心とした必要な箇所に交通規制等に合わせた警戒看板等を設置し、通行者への周知啓発に努めています。

一方、市が路上の警戒看板の1枚1枚を把握するには限界があり、地域の皆さんにご協力いただく必要を課題として認識しております。当市としましては、今後も引き続き設置が必要な箇所については、必要に応じて警戒看板等を設置し、車両や歩行者等への啓発に努めてまいります。

### 3. 誰でもいつでも学ぶことを保障する共育環境をつくる

① 障害のあるなしに関わらず、ともに学べる学校を実現する

- 教員サポーター、介助員、経験を積んだ退職教諭といった専門性のある人の配置を更にすすめ、副籍での交流の拡充、校舎のバリアフリー化をすすめる

**【学務課】**

個々のニーズにあった教育を行なうため、特別支援教育専門家チームの巡回相談の実施や教員サポーターの配置を行なっております。また、介助員につきましては「東村山市立学校支援員配置費用補助金」において保護者の負担軽減を図っております。

さらに、副籍交流についても都立清瀬特別支援学校・都立村山特別支援学校・都立小平特別支援学校・都立立川ろう学校の児童・生徒と交流を図っております。

教員サポーターの配置要望に対しての人員が不足や、支援員配置費用補助金の運用について、課題と認識しておりますが、今後とも、東村山市特別支援教育推進計画に基づき、専門家チーム巡回相談の充実や教員サポーターの拡充、支援員配置費用補助金の充実や副籍交流の充実に努めてまいります。

**【庶務課】**

現在、市立小・中学校では、トイレ改修工事に伴い多目的トイレの設置をしております。入口の段差解消、手摺等の設置は適宜状況に応じて行っているところです。また、今後大規模改修を行う際にはバリアフリー化の検討を行っていきたいと考えております。

② 「東村山市特別支援教育推進計画」を充実させる。

- 「特別支援教室」の設置をすすめる
- 各学校の通常学級で発達障害児への指導が可能となるよう、学校内で通常級の先生を対象とする障害に対する認識や専門性を学ぶ機会を作り、スキルをアップする

**【学務課】**

・「特別支援教室」については、現在東京都が複数の自治体でモデル的に導入を進めています。平成26年度には特別支援教室について、東京都からガイドラインが示される予定となっております。東村山市においては、特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき検討をすすめてまいります。

・現在、経験年数に応じた年次研修や、職層に応じた研修または、教育相談研修等において市立小・中学校の教員に対して特別支援教育制度や障害に対する認識や、個に応じた指導方法等の研修を実施しております。さらには、特別支援教育専門家チームの巡回相談を活用し校内研修も実施しております。今後とも、計画的に研修等を実施し、教員の資質の向上に努めてまいります。

③ 発達障害児への理解と受容をはかる

- ・教育支援の充実
- ・個別指導計画に基づいた、就労までの一貫した支援体制・システム化

**【学務課】**

発達障害児への就労支援は、保護者・学校・市教委やその他機関が連携し、個々の発達段階にあった支援を行っております。

今後も、東村山市特別支援教育推進計画に基づき、発達障害児の対応についての理解啓発、ライフステージを見据えた教育支援を充実してまいります。

④ 障害のある子が地域で訓練できる施設や環境をつくる

- ・幼児訓練ボッポだけでなく、言語、作業、心理療法が市内で受けられる施設の充実

**【障害支援課】**

市の施設としては、「あゆみの家幼児部」において障害のある児童への療育を行っております。今後は関係機関と情報共有し、個々のニーズを把握したうえで、専門的な養育づくりに努めてまいります。

⑤ 専任図書館司書を各校に一人配置し、学校図書館の充実をすすめる

**【指導室】**

現状では平成24年度は1人が2校を担当し、小学校8名、中学校4名の計12名を採用し配置しております。各学校の状況に合わせて、1日5時間週2日の勤務とし、うち小・中学校の各1名が中央図書館に週2日勤務し、全校への支援業務の充実に努めております。

しかし学校の授業時間に合わせた勤務時間の設定の工夫が必要と考えております。

今後は、学校図書館担当者連絡会や学校図書館専任司書研修会、学校図書館ボランティア研修会等において、子供たちと共に活動する日程や方法等について検討してまいります。

⑥ いのちと体について考える場面をつくる

- ・小中学校で、「ノーバディズパーカート」などのいのちと体、出産を含めた性教育を助産師との連携で実施する

**【指導室】**

各学校において、性教育全体計画及び年間指導計画を作成し、各教科等において、生命尊重教育を推進しております。また、養護教諭や保護者等と連携した授業の実践にも努めおります。

今後は、学校便りや保健便り、学校公開等による保護者・地域へのさらなる理解・啓発を進め、保護者や地域の方、専門的知識を有する方、関係諸機関等との連携を図り、外部人材を活用した取組を推進してまいります。

⑦ 中学校給食は支援を必要とする子に配慮する

- ・プリペイド方式に工夫と改善を
- ・量の選択、アレルギーのある生徒への対応

**【学務課】**

- ・プリペイド方式については、実施から 10 年生徒や、保護者に定着をしていることから、現況を維持してまいります。
- ・量の選択については、システム管理上困難であります。
- ・アレルギー対応については、2,000 食を超える大量調理のため、安全を配慮する上でも個別対応は困難であります。また、中学校給食は、スクールランチは選択制をとっていることから、アレルギーをおこす食品が含まれる献立については、各自で注文をしないよう、注意を行っております。

⑧ スクールソーシャルワーカーを各校に配置すること

**【指導室】**

教員サポーターの導入を平成17年度から行い、人材の育成を図りながら支援の充実を図っております。今年度は16名を萩山分校を除く小・中学校22校に派遣しています。また、児童・生徒、教職員、保護者の相談活動の充実やいじめや不登校児童・生徒の対応等を図るために、巡回相談員やスクールカウンセラーの配置に努めています。今年度は、学校不適応対策連絡会の回数を増やし、不登校対策に向けた研修会や情報共有の充実を図っております。

一方で、各学校内での情報の共有及び組織的な対応、学校・家庭・関係機関等との連携の強化が課題となっております。

本市においては、学校や保護者等からの教育相談が多く、学校からの要望としても教育相談の充実が求められており、スクールソーシャルワーカーの配置ではなく、教員サポーター制度のさらなる充実が必要であると考えております。

今後の教員サポーターの配置については、実施計画に沿って平成25年度は18名、平成26年度は20名、平成27年度は22名と増員し、平成28年度以降につきましては22名を維持していく予定です。現行のこの制度を更に充実・発展させ、人材の発掘及び育成を図ることで、スクールソーシャルワーカーの役割が果たせるものと考えております。

⑨ スクールカウンセラー

- ・不在のときでも相談できる体制づくり
- ・相談したくてもできない児童への対応

**【指導室】**

各学校において、校内における情報の共有化を図り、担任だけでなく、管理職、養護教諭等も積極的にかかわり、生活指導部会や特別支援教育校内委員会等において組織的な対応に努めています。

また、東京都の各相談機関の連絡先や本市教育委員会教育相談室について、各学校から家庭へお便りを配布するとともに、本市教育委員会のホームページに掲載周知しております。

一方で、各学校内での情報の共有及び組織的な対応、学校・家庭・関係機関等との連携の強化が課題となっております。

今後は、学級担任だけが解決を図ろうとするのではなく、学年単位や学校全体の教職員による組織的な対応を図ってまいります。

⑩ 中高生の居場所をつくる

- ・公民館の空きスペースの活用などで場所を提供する

**【社会教育課】**

中高生の居場所づくりにつきましては、その一環として「輝け！東村山育成塾」や、「ヤングライブフェスティバル」を開催しております。本事業に参加することが自身の居場所となり、成長する事の他、交流や友達づくりの場にもなっており、その後リーダーとなり、子どもたちの目標となる青年に育っております。

場所の提供につきましては、諸課題があり、関係所管、利用者との調整等が必要であると考えております。

⑪ 誰でも学ぶことを保障する

- ・公共施設の利用料金、利用時間枠の見直し、備品の充実、設備の維持管理を

**【公民館】**

施設使用料及び利用時間枠の見直しにつきましては、現在のところ考えておりません。

また、備品の充実、設備の維持管理につきましては、現状を把握した上、必要に応じて優先順位をつけ計画的な対応に努めてまいりたいと思います。

## 4. 自立して暮らせるまちづくり

① 地域包括ケアシステムの介護予防・日常生活総合事業と地域支援事業の介護予防事業や生活支援（配食・見守りなどサービス）権利擁護など総合的で多様なサービス提供をどのように構築するか具体的な計画を早急にしめす

**【高齢介護課】**

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者や二次予防事業対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を市町村の判断により総合的に提供することができる事業として地域支援事業の枠組みの中に新たに創設されました。

当市においては現在、高齢者一般施策として配食サービス事業等を展開しております。これらの生活支援サービスと、現在の介護予防給付に替わる訪問型・通所型予防サービスが適切なケアマネジメントに基づいた総合的な利用者の状態に合わせた柔軟な対応や既存の枠組みにとらわれないサービスの提供をすることができ、地域活力の向上につながるものとされております。

事業の実施は市町村の判断により任意となっており、当市では地域支援事業の予算上限枠との兼ね合いや介護予防給付に替わる訪問型・通所型予防サービスを担うサービス提供事業者が現時点では具体的に見込めていないことから、実施することは困難であります。しかし、事業創設当初の他市町村等の事業運営の動向等を踏まえながら、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）において事業実施の可否についての検討を進めてまいります。

- ② 介護保険制度を維持継続するために、利用者・家族そして市民がわかりやすく情報を得られ、『自己選択・自己決定』ができるように手法・手段を確立する

**【高齢介護課】**

介護保険制度については、制度施行後12年が経過し、介護サービスを受ける高齢者も増加しております。平成23年3月の「東村山市地域福祉計画基礎調査報告書」によりますと介護保険制度の認知度（一般高齢者調査・65歳以上）は90%を超えております。これらのことから、介護保険制度は高齢者の暮らしを支える仕組みとして着実に定着していると言えます。

当市では、民生委員が老人相談員を兼ねており、70歳以上の一人暮らし高齢者と75歳以上の高齢者のみの世帯を実地調査の上把握し、随時訪問をしており、介護保険制度の必要な方には紹介を行っております。また、介護保険を利用していない65歳以上の全員の方を対象に介護予防事業対象者把握事業を実施しております。今後も様々な機会において制度の周知を図ってまいります。

- ③ 訪問介護職員の被災時の利用者対応については、地域包括支援センターと事業所の協力で緊急時利用者避難対応ガイドラインを早急に策定する

**【高齢介護課】**

東日本大震災時においても、地域包括支援センターと訪問介護等の事業者の協力により、介護サービスを利用している高齢者に対して安否確認等を行いました。緊急時に必要な援助及び避難の対応について、優先順位を明確にした中で、今後、基幹型地域包括支援センターを中心に各地域包括支援センターと協議をおこなってまいります。

- ④ 要援護者名簿の早急な策定と見守りの体制作りを

**【地域福祉推進課】**

平成23年度に要援護者台帳管理システムを導入し、平成24年度に70歳以上の一人暮らし、75歳以上世帯、要介護状態、各種手帳所持在宅者等の方を対象に、要援護者名簿の整備を行っております。見守り体制としては、名簿の提供を、警察、消防、地域包括支援センター、民生・児童委員、自治会長等に提供し、緊急時対応や地域のつながりに活用していただいております。また、民間事業所（ゴミ収集、新聞配達、配達、市報配付等）とも協定を結び、業務時に異変等を感じた場合は、地域包括支援センターや市に連絡してもらい、地域包括支援センターや市で訪問等による安否確認を実施しております。今後も名簿を活用し、また見守りの体制を整備していく中で、「地域みまもりネットワーク」の充実を図ってまいります。

## ⑤ 障害者就労

- ・支援室での受け入れ先の掘り起こし、ジョブコーチ制度促進や定着に向けた十分なフォローワーク体制を整備
- ・庁内での実習訓練を可能にすること
- ・公的な事業では、事業者の障がい者雇用率も考慮に入れ「優先調達」や「総合評価」で入札、調達できるようにする
- ・自治体の障害者雇用は身体障害者だけでなく、知的障害者、精神障害者の雇用も積極的に促進する

### 【障害支援課】

- ・現状、東村山市障害者就労支援室では職場定着支援事業の充実を図るために、地域開拓促進コーディネーターを導入して支援体制を強化しております。引き続き、障害者の一般就労が進むよう職員体制を整備してまいります。
- ・庁内での実習訓練については、活動スペースや指導を行う人材等の確保が難しいため、現状では困難と考えております。引き続き、市内の就労移行支援事業を提供する施設を活用しながら、就労支援室を軸とした支援を行ってまいります。

### 【契約課】

工事契約における総合評価方式の導入について検討していくますが、その中で「障害者雇用率」を検討してまりたい。

### 【人事課】

平成 16 年度以降の任用につきましては、当市の雇用率が、法定雇用率を上回る水準を維持してきたことから、結果として採用は行っておりませんでしたが、平成 25 年度に向けて法定雇用率に達しないことが見込まれるため、平成 24 年度において平成 25 年 4 月 1 日採用に向けた採用試験を身体障害者を対象に実施しているところでございます。

知的障害者・精神障害者の方の採用につきましては、今後第 2 の大量退職のピークによる職員体制の変化を迎えるなか、また、100 名を超える正規職員の定数削減を行ってきた現状においては、知的障害者・精神障害者の方の積極的な雇用の推進は、職場の安定的な確保等が難しい状況であり、採用の見直しまでには至っておりませんので、ご理解のほどお願いいたします。

## ⑥ DV

- ・被害者のシェルターネットワークへの財政的支援を

### 【生活文化課】

民間シェルターへの財政的支援については、今後の検討課題と考えております。

## 5. 市民事業やワーカーズコレクティブ、NPOなど社会貢献事業の支援

### ① 地域の居場所づくりをすすめる

- ・歩いていける身近な場所に小規模・福祉型の多様なスタイルの拠点を作るための支援を

#### 【市民協働課】

現状としては「地域の居場所づくり」のような支援について、特に検討を行っておりません。このような支援を行うにあたっては、具体的な支援内容等の検討以前に、公平性の観点からも支援対象や条件などを明確にする必要があると考えております。したがって、他の自治体の事例等を検証したうえで、検討していきたいと考えております。

### ② 行政のコーディネートで NPOなど社会貢献事業団体の定期的な協議の場を設置し市民に必要な機能づくりをすすめる

#### 【市民協働課】

定期的ではありませんが、NPO や市民団体から協働事業等の相談がなされたときには随時お受けし、関係所管等とのコーディネートを行っております。

今後、市民と行政の橋渡し的な中間支援組織を検討する際には、定期的な協議の場の必要性を含め、更なる市民活動推進の仕組みづくりを検討したいと考えております。

### ③ 社会的事業所（社会的にも排除された人々とともに働く事業所）の事業支援により、障害のある人も、そうでない人も共に生きる社会作りのための就労支援を

#### 【障害支援課】

現在、障害がある方や生活保護を受給している方等への就労支援に取り組んでおりますが、さらにどのような形態での就労支援が自治体に求められているのか、研究する必要があると考えております。

## 6. 東村山の環境を活かしみどり豊かなまちづくりをすすめる

### ① 緑保全のための国や都、及び庁内連携を強固にする

#### 【みどりと環境課】

平成23年3月策定の「東村山市みどりの基本計画2011」の基本理念であります「みどり豊かな生きいきとしたまち 東村山」の実現に向け、市内の貴重なみどりを次の世代に残すために庁内連携だけでなく、国・東京都等の関系機関への働きかけを行うとともに、連携を行ってまいりたいと考えております。

### ② 学校、公有地のみどりの育成計画をつくる

#### 【みどりと環境課】

せせらぎの郷多摩湖緑地は、平成23年3月に都市計画緑地に指定し、今年度事業認可の申請を行い、次年度より民有地の公有地化を図り、里山として将来に渡り保全していくためワークショップを開催する等、多くの市民の意見を勘案し整備、維持管理を行う予定です。

歴史環境保全地域に指定されている野火止用水敷に植生する樹木は、高木化し、自然災害による倒木等の危険性があるため、第4次実施計画にて樹木の若返りを図ることになり、平成24年度より萌芽更新等、樹木の若返りを行い、保全・適正管理を行っております。

- ③ 学校で、みどりのカーテンづくり・学校の森づくりなど具体的な取り組みをすすめる

#### 【庶務課】

平成24年度東村山市教育委員会の基本方針2「豊かな個性」と「創造力」の伸長の(9)にもあるように、地球温暖化防止のために、小中学校におけるCO<sub>2</sub>削減や省エネエネルギー・省資源にかかる環境教育の充実を図り、持続可能な社会の実現を各学校において推進しております。(みどりのカーテン、校庭芝生化等)

- ④ 学校では「フィフティ・フィフティ」を導入し、省エネ教育を行

#### 【指導室・庶務課】

各学校の、各教科等において、節電・節水等環境教育の充実を図っております。また、毎年6月に「CO<sub>2</sub>削減 アクション月間」の取組を通して、児童・生徒の地球温暖化防止への意識と、環境に配慮した行動を実践する意欲を高めおります。しかし、学校施設の老朽化が進んでおり、ハード面での省エネ対策が課題であります。したがって、既存の施設・設備を有効利用した中で、省エネへの意識高揚に努めてまいりたいと思います。

- ⑤ 環境ボランティア登録・養成プログラムづくり・コーディネートなどができる事務局をつくり、地域の人材を養成・活用し、地域にあった取組みを進める

#### 【みどりと環境課】

環境に限らず、ボランティア登録については、市民協働課において府内調査を行ったところであります。その集計結果を踏まえて、どのようなことが出来るか、今後の対応を研究してまいります。

- ⑥ 東村山の農業を持続可能にして緑の減少を食い止めるために、作り手と食べ手を結ぶコーディネートのしくみをつくる

#### 【産業振興課】

平成21年度より学校給食に地場野菜を全校的に納入する「地場野菜の日」を設定しております。

21年度は大根の日

22年度はキャベツの日

23年度はじゃがいもの日、キウイフルーツの日

24年度はじゃがいもの日、キウイフルーツの日、キャベツの日、人参の日、小松菜の日を設定し、全校一斉に納入いたしました。今後も「地場野菜の日」を拡大してまいります。

- ⑦ 石けん使用指針を市民参画で策定し、利用を浸透させる取組みを行う

#### 【みどりと環境課・学務課】

東村山市では、「エコオフィスプラン東村山～地球温暖化対策等率先行動計画～」を策定し、市役所全体で環境配慮活動を実施しております。洗剤については、資源有効性の観点から、「廃食用油または動植物油脂を原料とした石けんまたは石けん液を原則的に購入するよう努める。」として、職員の行動マニュアルに示し、「エコオフィスプラン東村山」研修会等の機会を利用して徹底を図っております。石けん使用運動を続けている市民団体もあることから、行政が主導することよりも、その運動の輪が広がり、多くの人に理解されることが大切だと考えております。また、学校給食では、昭和56年に石けん洗剤の試験的使用を開始し、昭和59年に完全実施しており現在も無添加の石けんを使用しております。

## ⑧ 正福寺から北山に向けて、景観法に基づく「重要文化的景観」に指定する

### 【都市計画課】

東京都では、良好な景観形成を誘導するため、景観基本軸を指定し、一定規模以上の行為を対象に届出や事前協議の制度があります。正福寺から八国山にかけては、この景観基本軸の中の丘陵地景観軸に指定されています。

区域の範囲は丘陵地の山裾からおおむね 500m となっており、一定規模以上の届出や事前協議が必要な行為については、東京都景観計画に定める景観形成基準に適合していることが求められます。

### 【ふるさと歴史館】

国の指定する重要文化的景観は、一定のエリア内において日々の生活に根ざした文化的要素が多く盛り込まれた地域が指定されております。国宝である正福寺地蔵堂については建造物として重要な文化財ではあるが、その歴史的経緯などが不明な点も多く、北山の文化的な要素とむすびつけることはむずかしいことから、重要文化的景観に該当しないものと考えております。

## ⑨ 自転車走行を安全にできるよう、道路の整備と工夫を

- ・道路の整備や貸出し自転車を普及させ、全市どこでも返せる仕組みを作る

### 【道路管理課】

現状の限られた道路幅員のなかでは、それぞれの車、自動車、歩行者の通行に配慮しながら通行することとなり、これまででも道路整備と合わせて歩行者や自転車の安全啓発に努めています。しかし、安全な自転車走行空間の確保には、歩行者や車両との通行空間の分離が有効であると言われていることから、主要幹線道路など広幅員道路の建設にあたっては、交通管理者による交通規制に合わせて、自転車の通行位置を考慮した整備を検討してまいります。

### 【交通課】

かつて東村山駅において、無料貸し出し自転車や菖蒲まつり開催時のレンタル自転車を試行的に実施しましたが、貸し出し自転車の路上放置やレンタル自転車の利用者が少なかったことから、継続実施を見送っている経過があります。現在は、秋津駅第1駐輪場を基点とした指定管理者によるサイクルシェアリングを試行実施しておりますが、結果として利用ニーズが少ないものと認識しています。

これまでもレンタル自転車等の要望は伺っていますが、利用者の機運が高まらない以上、公共事業として実施することは考えておりません。

## 7. 食の安心・安全

### ① 地域の農協や生活協同組合、市民グループなどと連携し、地場生産物の安心・安全の確立を

### 【産業振興課】

地場産農産物については日頃より安全・安心な作物の生産に向けて、有機農業の推進や農業環境保全対策に支援しております。また、JA東京みらいで地場農産物の放射性物質の簡易検査を実施するなど安全・安心な農産物の提供に努めております。

## ② 有機、低農薬で作物を育てる農業の支援を

### 【産業振興課】

有機農業推進事業や農業環境保全対策事業に対する補助を行い、有機、低農薬での農産物生産や環境保全に対し支援しております。

## ③ 食料自給率を地域から高める、地産地消をすすめる

### 【産業振興課】

市内には農業生産者が自ら販売をしている直売施設やJA東京みらい東村山支店の直売施設「新鮮館」など140余の直売施設があり、地産地消を進めております。また、市では久米川駅北口において「マルシェ久米川」を開催し、市内農業の周知とともに地場産農産物、加工品の販売を、JA東京みらい東村山支店と連携し地産地消の促進に努めております。さらに、市内農業の保全、安全・安心な農産物の生産、地産地消に向けJAなど関係機関とともに努めまいります。

## ④ 子どものアレルギーについて学習会をおこない、遺伝子組換食品や食品添加物によつても誘発されることを知る機会をつくる

### 【子育て支援課】

食物アレルギーについては、3～4ヶ月児健診時に離乳食開始前の注意事項として管理栄養士よりお話ししております。

また、昨年度は学務課が多摩北部医療センターとの共催で、市民向け研修会を実施しております。

庁内で調整を図りながら、市民への啓発についてさらに検討しまいりたいと思います。

## ⑤ 食育の充実を

・生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識はもちろん食を選択する判断力が身に付けられるような学習を小中学校の課程を通して行う

### 【学務課】

各学校では、教職員が年間指導計画に食育授業を取り入れ、給食主任や市栄養士と連携を図り家庭科・社会などの授業にて、食育推進を進めております。

## 8. ごみの発生抑制とリユースの推進

### ① 市民・事業者・行政でレジ袋削減のための共通テーブルづくりで検討をすすめる

#### 【ごみ減量推進課】

レジ袋削減については、商工会と協力し、商工会加盟店に対し『啓発スタンド』の設置、および『啓発ポスター』の掲示を依頼しております。そして、スタンド、ポスターの設置に協力していただいた店舗や独自でレジ袋削減のために積極的な取り組みを行っている店舗については市ホームページや啓発紙を通じて紹介しております。

また、市のイベントや分別説明会においても廃棄物減量等推進員と共に、レジ袋削減およびマイバック持参のPRをおこなっております。

今後も市民・事業者・行政が協力し、PR活動を行ってまいります。

## ② 公共のまつりは、マイはし・マイカップで取り組む

### 【ごみ減量推進課】

資源循環部主催のリサイクルフェア（10月実施）では、ごみ減量の一環として『マイバック・マイ皿・マイ箸持参』の呼びかけを行い、マイ皿持参のお客様にはキャッシュバックを行いました。また、初の試みとして『エビせん素材の食べる食器』による食べ物の販売を行い、イベント時のごみの減量に取り組んでいるところです。今後、このような取り組みを全庁的に行えるよう調整を図ってまいります。

## ③ お返し大作戦を徹底し、事業者の店頭回収と集団資源回収をすすめ、市の負担するゴミ処理量を削減する

### 【ごみ減量推進課】

店頭回収を積極的に進めている協力店をホームページや啓発紙に掲載し、市民へのPRを行っています。引き続き、現在店頭回収を行っている店舗に対しては未実施品目の追加を、店頭回収を行っていない店舗に対しては店頭回収の実施を呼びかけてまいります。

集団資源回収については、イベントにおいてチラシの配布を行い、登録団体を増やすため未登録のマンションや新たに建設されたマンション等へのPRを積極的に行うことで、参加団体の増加へつなげていきたいと考えています。

店頭回収・集団資源回収の拡大を図り、ごみの削減を図ってまいります。

## ④ 石けんプラントを設置するための場所や道具の支援を自治体が、せっけんを作る作業を福祉作業所などに提案し、廃油から石けんをつくるリサイクルを地域からすすめる

### 【管理課】

石けんプラントを設置し廃油から石けんをつくるためには、廃油の回収、石けんの製造、製品の販売ルートの確保などに多額の経費がかかるなど課題が多く、現状では実施困難な状況です。

当市においては、可燃ごみの焼却灰を埋め立てせずセメントの材料として再利用したり、容器包装プラスチックやペットボトル等さまざまな資源物を再利用等するなど、リサイクルに積極に取り組んでおります。今後も市民の皆様にご協力頂きながら更なる資源化をすすめてまいりますのでご理解の程お願い致します。

## ⑤ ごみ減量推進員の活躍で、ゴミ出しの徹底や転入単身世帯への対策を行う

### 【ごみ減量推進課】

ごみの分別については、スーパーでの店頭や自治会での説明会を行うことで分別の徹底を図っております。また、転入者に対しては、転入者が比較的多い3月から4月にかけて市役所にて分別説明会を実施しております。これらの説明会やイベント実施の際には廃棄物減量等推進員へ依頼をし、参加していただきしており、今後も推進員の協力のもと、分別の徹底や減量についての啓発活動を行ってまいります。

## ⑥ 老朽化した焼却炉の安全性やこれからの計画を明確に示す

### 【施設課】

ごみ焼却施設の最大の役割は、日々発生する市内の可燃ごみを安全に安定して処理することあります。

この重要な使命を全うするため、市民の皆さんにご協力をいただきながら、ごみの減量、再資源化等の促進を進めております。

ごみ焼却施設の今後のあり方につきましては、国、都の動向を注視しながら、当面の間、近隣自治体をはじめとする先進施設の技術情報などの資料の収集をおこない、検討していきたいと考えております。

## 9. エネルギーの自立

- ① 市として脱原発宣言をし、脱原発を進めるためのエネルギービジョンを策定する

### 【みどりと環境課】

脱原発については、国において、今後 10 年間で、方向性を定めるということであり、現時点では、基礎自治体として、判断することは困難であります。

- ② 自然エネルギーの利用に積極的に助成をし、地域でエネルギー自立を推進する

### 【みどりと環境課】

自分が所有しつつ居住している住宅に太陽光発電システムを設置する市民の方に対して、設置工事費の一部を補助する事業を実施しております。

## 10. 放射能対応は持続可能な体制づくりで

- ① 万全の放射能対策を継続して行う

### 【みどりと環境課】

東村山市では、市民の不安に応え、保育園、学校、公園などの空間線量測定、緊急測定と除染、給食食材の産地公表、簡易キットでの給食食材の測定実施、牛乳の測定委託など放射能対策をいち早く進めてきたところであります。なお、当市の空間放射線量の基準は、地表 1 メートルで毎時 0. 19 マイクロシーベルトを超えた箇所は詳細な調査を行うとともに、毎時 0. 23 マイクロシーベルトを超えた箇所については除染等の処置を講じております。

- ② 通学路など、測定場所を拡大し、正確な情報の発信と対策を

### 【みどりと環境課】

当市では平成 23 年 4 月 14 日から市立小・中学校の給食食材の校内産地表示を開始し、6 月 1 日より公立保育園 8 園、市立小中学校 22 校の空間放射線量の測定を開始し、7 月 12 日より私立保育園 9 園、私立幼稚園 11 園、7 月 13 日より公園 18 か所の空間放射線量測定を行っております。また、市立小・中学校 22 校につきましては、平成 23 年 11 月より、校庭中央付近に加え、校地内（5 ケ所）で大気中の放射線量を測定し、市民の皆さまへお知らせしております。

- ③ 放射線量の高い地域の公園の砂場の消毒や除染、入れ替えを

### 【みどりと環境課】

平成 23 年 12 月より月 1 回、市内公園 82 箇所の空間放射線量を測定して 1 年が経過し、放射線量の数値が低い数値で安定している事から、平成 25 年 1 月より市内の測定箇所を 24 箇所に変更したところであります。

なお、当市の空間放射線量の基準は、地表 1 メートルで毎時 0. 19 マイクロシーベルトを超えた箇所は詳細な調査を行うとともに、毎時 0. 23 マイクロシーベルトを超えた箇所については除染等の処置を講じます。

- ④ 放射能測定は土壤を含め、焼却灰等についても継続的・定期的に細かく調査・公表する。

**【みどりと環境課】**

市では、土壤の放射性物質を検査する機器がないため、平成23年7月より、秋水園敷地境界線の空間放射線量測定とごみ焼却施設の焼却灰及び排ガス放射性物質濃度を月1回実施し、結果を公表しております。

- ⑤ 放射能対応や相談、検査など専門的な体制を整備した「放射能対応室」の設置を

**【みどりと環境課】**

現状、各所管の放射能に係る業務については、隨時情報共有を図り、市としての方針を協議し、実行しております。

基礎自治体としてこの問題に対し、どこまで専門性をもって担えるかという問題がありますが、関係所管との連携・協力体制をさらに強化するなど市民の皆さまの不安を少しでも解消できるよう、効率的かつ持続できる体制を構築していきたいと考えております。

## 11. 防災

- ① 避難所となる施設には、災害時に欠かせない水と電力を自給できるよう、雨水タンク、浄水器、太陽光発電と蓄電池を設置する

**【防災安全課】**

避難所となる市内の小・中学校に対して、災害発生時に発電器を配付する計画です。また、

小・中学校に設置しておりました雨水タンク「あまがえる」は、設備が老朽化したこと児童が間違えて飲用するなどの問題から現在、撤去しております。当市の給水計画は、給水拠点4カ所から給水タンク(1t)8基を活用したものとなっております。

学校施設の耐震化は終了しておりますが太陽光発電機器類を設置した場合の重量による負荷計算を再度実施し、耐震化の見直し等が必要となることから難しいと考えております。蓄電池は、発売されて間もないことから性能を見極める必要があると考えております。

- ② 各家庭で防災用品の準備や対策をすすめ、雨水タンク設置を啓発する

**【防災安全課】**

家庭での災害時備蓄品については、市報、防災マップや市民のしおりなどで広報しております。さらに、地域での防災講演会、訓練でも同様に広報を実施しております。

雨水タンクの設置については、下水道課にて助成事業を行っている旨の、広報を実施しております。今後も機会あるごとに、家庭における災害備蓄の重要性について広報を行ってまいります。

- ③ 避難所運営マニュアル策定は、地域ごとに女性や弱い立場の人の視点の反映を

**【防災安全課】**

避難所運営連絡会の設置に向け、防災安全課、教育部並びに健康福祉部にて協議を行い、学校関係団体、自治会を含めた地域団体、商店街及び事業所などの多くの市民の皆様に参加ご協力いただきたいと準備を進めております。このような避難所運営連絡会に地域で活躍されている女性の皆様に参加していただき、助成の方の視点を反映してまいりたいと考えております。

- ④ 防災計画に福祉避難所の早急な指定を

**【防災安全課】**

防災マップに二次避難所と指定している施設が福祉関係の避難所になります。現在も高齢者や障害者のうち、災害時要援護者に対し、状況に応じた施設などとそれぞれの施設をあらかじめ確保するために、協定を結ぶに向け協議を進めています。

- ⑤ 立川断層の周知をし、被害想定に合わせた避難訓練の実施、及び各家庭での防災用品の備蓄を推進する

**【防災安全課】**

立川断層帯地震や首都直下型地震の家庭での震災対策は基本的に同じ内容となります。地域で実施しております震災訓練では、避難所までのルートの安全点検、町中消火器の位置などを確認し、火災発生に対する初期消火訓練や倒壊家屋からの救出訓練を実施しておりますので是非、震災訓練に参加いただきと思います。

立川断層帯は現在、武蔵村山市、日野市で調査を実施しておりますので結果報告が出された後、市民の皆様に広報してまいります。